

経

営

情

報

2023.8.31

No.435-2

# 税務署による「個別の取引等に関する照会」の活用について（令和5年度税制改正のポイント増刊号）

本号では、「組織再編税制」「グループ通算制度」「移転価格税制」等に関する税務上の取扱いを税務署に照会可能な「個別の取引等に関する照会」についてご紹介します。

（注）本号に掲載されている情報は、発行時点のものです。最新の情報は国税庁のホームページまたは所轄の税務署窓口にてご確認ください。

## 1. 「個別の取引等に関する照会」

### 「個別の取引等に関する照会」とは

納税者が実際に行う又は行った取引や事実等に関する税務上の取扱いが明らかでない場合には、所轄の税務署などで個別の照会が可能です。

なお、次の特別な取引に係る個別照会については、受付窓口や照会手続が異なるので、国税庁のホームページにて、受付窓口をご確認ください。

- ・ 連結納税制度に係る個別照会
- ・ グループ通算制度に係る個別照会
- ・ 「組織再編税制」、「再建支援等」、「特定調停」に関する事前照会
- ・ 事前照会に対する文書回答手続
- ・ 日仏租税条約第13条第2項(b)の適用に関する証明書に関する事前審査
- ・ 移転価格税制に関する事前確認の申出及び事前相談

### 文書回答手続

国税局では、「文書回答手続」の利用促進に取り組んでおり、e-Taxによる提出も可能です。照会内容と回答の明確化のため、文書回答手続の利用を検討してみてもはいかがでしょうか。国税庁のホームページでは、事前照会に対する文書回答事例を税目別に掲載しています。

キーワード検索  検索

検索

対象：

 所得税(源泉所得税を除く) 相続税・贈与税・財産の評価 消費税 源泉所得税 法人税 印紙税その他間接諸税・酒税・その他の国税

なお、文書回答手続は、国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）に行うもので、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものも対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

- ① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- ② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関するもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ④ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの など

回答は、窓口の受付日から原則3か月以内に行うこととなっています。

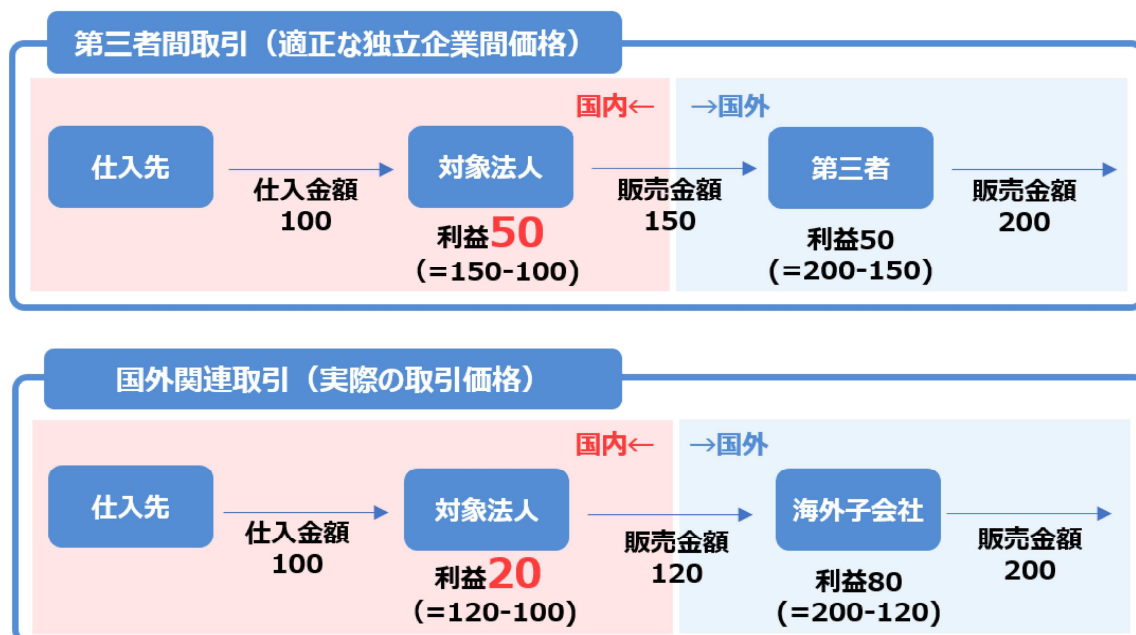
「3か月以内」とは、審査に必要な追加資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除いた期間ですので、照会に当たっては、これらの期間等を考慮して余裕をもってご照会ください。

## 2. 移転価格税制について

### 移転価格税制とは

中小企業においても海外子会社を有することが珍しくなくなりました。海外子会社と取引する際に特に留意すべきは、**移転価格税制**と**国外関連者寄附金**です。

移転価格税制とは、日本親法人与海外子会社との間の取引（国外関連取引に付された価格）が、正常な第三者間の取引（独立企業間価格）と異なる価格で取引することにより、日本から海外子会社の所在地国へと課税所得が移転することを防ぐというものです。



**移転価格税制** = 適正な第三者間取引に比べて、関連者間取引の方が国内課税所得が減少するため、**差額30に対して課税 (=50-20)**

移転価格税制で指摘された場合、その否認額について日本親法人の課税所得が増加しますが、海外子会社の所在地国の課税所得を減額させるという租税条約の救済措置を受けることができます。一方、国外関連者寄付金とは、日本親法人から国外関連者（日本親法人との間に一定の関係がある海外子会社）に対して支出した寄付金のことで、その全額が損金不算入となるだけで、租税条約の救済措置は受けられません。

中小企業の税務調査では、日本と海外子会社の所在地国との2国間に係わる移転価格税制と日本親法人だけに係わる国外関連者寄附金を混同されてしまうケースがあります。

税務調査に適切に対応し、多額の否認を受けないようにするために、コスト（※）も時間もかかりますが、海外子会社との取引価格の算定根拠を揃えた上で、移転価格税制に関する事前相談、事前確認の申出を検討してみたいはいかがでしょうか。

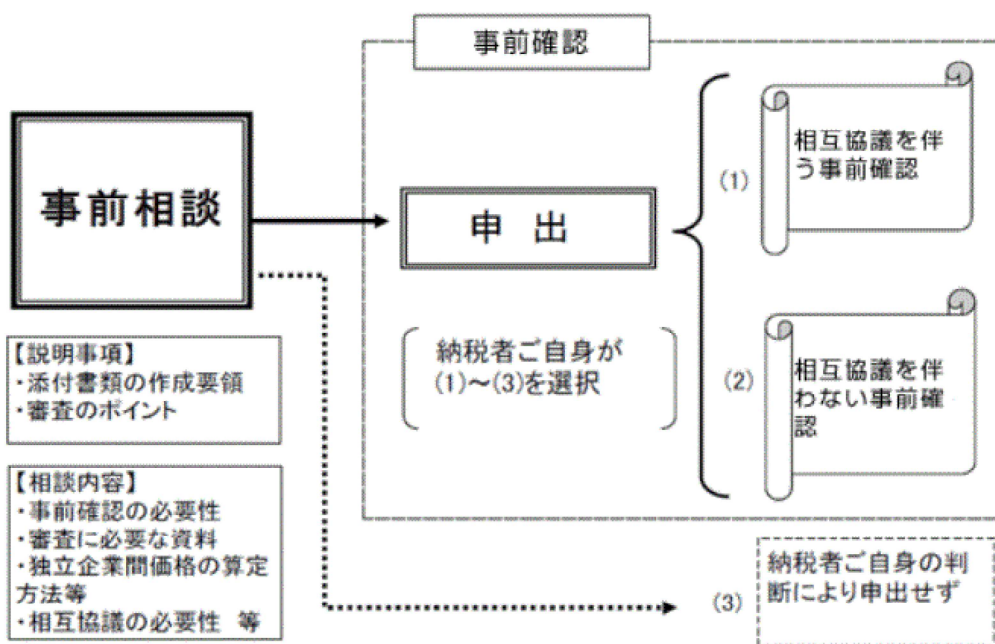
（※）移転価格税制の専門部署を有する税理士法人にサポートを依頼するのが一般的です。

## 移転価格税制に関する事前相談について

事前相談では、事前確認の申出書にかかる添付資料の作成要領など、事前確認に必要な事項及び事前確認に移行した場合の審査のポイント等について、税務当局の担当者が説明します。

よくある相談の例は以下とおりです。

- ・ 国外関連取引について、事前確認を行うことが必要かどうか
- ・ 事前確認のためには、どのような資料を作成する必要があるか
- ・ 事前確認を申し出ようとする独立企業間価格の算定方法等は妥当か
- ・ 国外関連者が所在する国の税務当局（以下「外国税務当局」といいます。）との相互協議の合意に基づいて行う事前確認（以下「相互協議を伴う事前確認」といいます。）と相互協議を伴わない事前確認のどちらを申し出ればよいか



なお、事前相談の際には、事実に関する資料の提出や説明が不可欠となります。詳しくは、国税庁のホームページにて、受付窓口をご確認のうえ、お問い合わせください。

(参考)

- 移転価格税制に関する事前確認の申出について（国税庁）  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/itenkakakuzeisei/01.htm>
- 事前相談について（国税庁）  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/itenkakakuzeisei/02.htm>
- 事前相談及び事前確認の担当窓口（国税庁）  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/itenkakakuzeisei/03.htm>

(出典・参照) 国税庁 個別の取引等に関する照会について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/index.htm>

(公認会計士・税理士 有田 賢臣)

### 3. 「日本公庫ダイレクト」ご案内

## 日本公庫 **ダイレクト** をご活用ください

#### ○どなたでもご利用いただけるサービス

(会員登録後、すぐご利用いただけます。)

**経営お役立ち情報**  
経営に役立つ各種情報や、  
動画コンテンツを閲覧できます

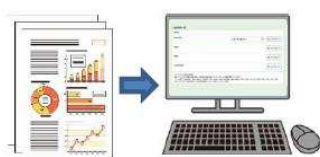
**セミナー情報**  
セミナーの開催日程等を確認でき  
ます(一部はそのまま参加申込も可能)

#### ○お取引先さま専用サービス

(会員登録に加えて、利用申請が必要です(※))

申請受付中!

##### 資料のご提出/お受取



いつでも  
資料を提出・受取できます

24時間365日

##### お取引状況照会



その場で取引状況を  
確認できます

平日 8:30~19:30

##### 証明書オンライン発行



すぐに残高証明書を  
発行できます

平日 8:30~19:30

(※) お取引状況に伴い、一部機能がご利用いただけない場合があります。

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。公庫HP上では、経営情報やその他の公庫刊行物のバックナンバー（一部未掲載号有り）を閲覧いただけます。



発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>